31年度		委	託	業	務	記	計	書	
業務委託名	芭蕉翁生	家保存改	修設計業	務委託					
履行場所		伊賀市		上野赤	坂町	地内			
業務委託料	¥								
履行期間	契約0	の日から	令	和2年3月	17日まで	設計		平成31年4月	
	業務	委 託	の大	要				検算	
芭蕉翁生家保有	产改修設計業務					業種	建コ	業種コード	52
主屋 : 木造2 延べ床	階建て	m²							
増築棟:木造平 延べ房		m²							
蔵 : 木造2  延べ床		m²							
釣月軒:木造平 延べ床		m²							

用途	名 称	摘   要	数量	単位	単 価	金額	備考
A	主屋		1. 00	式			
В	釣月軒		1. 00	式			
С	土蔵		1.00	式			
D	外構		1. 00	式			
Е	地質調査	スウエ―デン式サウンディング試験 (2セット)	1. 00	式			
F	判定手数料	限界耐力計算による判定	4. 00	棟			
	小計						
	消費税						
	合計						

用途	名 称	摘   要	数量	単位	単 価	金額	備考
A	主屋						
()	基本設計業務						
a	直接人件費						
1	現状調査・図面化業務	貸与図面の確認、補足調査		人工			
2	構造補強基本方針検討			人工			
3	委員会対応費	芭蕉生家保存改修検討委員会		人工			
4	適用除外対応費	建築基準法第3条		人工			
	小計						
b	諸経費		1. 00	式			
С	技術料		1.00	式			
	基本設計業務 計						

用途	名	称	摘   要	数量	単位	単 価	金額	備考
( <u></u> )	実施設計業務							
a	直接人件費							
1	実施設計業務				人工			
2	構造設計業務				人工			
3	設備設計業務				人工			
	小計							
b	諸経費			1.00	式			
С	技術料			1.00	式			
	実施設計業務	計						
	合計							

用途	名 称	摘   要	数 量	単位	単 価	金額	備考
В	釣月軒						
()	基本設計業務						
a	直接人件費						
1	現状調査・図面化業務	貸与図面の確認、補足調査		人工			
2	構造補強基本方針検討			人工			
3	委員会対応費	芭蕉生家保存改修検討委員会		人工			
4	適用除外対応費	建築基準法第3条		人工			
	小計						
b	諸経費		1.00	式			
С	技術料		1.00	式			
	基本設計業務 計						

用途	名 称	摘   要	数量	単位	単 価	金額	備考
( <u></u> )	実施設計業務						
a	直接人件費						
1	現状調査・図面化業務	展開図、建具表他に関する調査、図化		人工			
2	実施設計業務			人工			
3	構造設計業務			人工			
4	設備設計業務			人工			
	小計						
b	諸経費		1. 00	式			
С	技術料		1.00	式			
	実施設計業務 計						
	승카						

用途	名 称	摘   要	数量	単位	単 価	金額	備考
С	蔵						
()	基本設計業務						
a	直接人件費						
1	現状調査・図面化業務	貸与図面の確認、補足調査		人工			
2	構造補強基本方針検討			人工			
3	委員会対応費	芭蕉生家保存改修検討委員会		人工			
4	適用除外対応費	建築基準法第3条		人工			
5	建築基準法第12条5項報告書作成業務			人工			
	小計						
b	諸経費		1.00	式			
С	技術料		1.00	式			
	基本設計業務 計						

用途	名 称	摘   要	数量	単位	単 価	金額	備考
( <u></u> )	実施設計業務						
a	直接人件費						
1	現状調査・図面化業務	展開図、建具表他に関する調査、図化		人工			
2	実施設計業務			人工			
3	構造設計業務			人工			
4	設備設計業務			人工			
	小計						
b	諸経費		1. 00	式			
С	技術料		1.00	式			
	実施設計業務 計						
	승카						

用途	名 称	摘   要	数量	単位	単 価	金額	備考
D	外構整備						
()	基本設計業務						
	直接人件費						
	現状調査・図面化業務	平面図、構成要ぞに関する調査、図化		人工			
	基本設計業務	便所案、委員会への対応を含む		人工			
	小計						
b	諸経費		1. 00	式			
	技術料		1. 00	式			
	基本設計業務計						
					l		

		以												$\neg$
用途	名	称	摘	要	数	量	単位	単	価	金	額	備	考	
( <u></u> )	実施設計業務													
a	直接人件費													
1	外構設計業務						人工							
	小計													
b	諸経費				1.00	)	式							
С	技術料				1.00	1	式							
	実施設計業務計													
	合計													
												1		

# 伊賀市建築工事設計業務委託特記仕様書

- (a) 伊賀市建築工事設計業務委託特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)は、伊賀市が発注する建築工事(建築設備工事を含む。)に係る建築設計(建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備の設計及び積算をいう。)の業務(以下「設計業務」という。)委託に適用する。
- (b) 本特記仕様書は、伊賀市設計業務等標準委託契約約款(以下「契約約款」という。)及び 伊賀市建築工事設計業務委託共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)と相互に補完す るものとし、そのいずれかによって定められている事項は、業務の履行を規定するものと する。ただし特記仕様書と共通仕様書間に相違がある場合は、特記仕様書を優先する。

#### I. 業務概要

1. 業務名称 芭蕉翁生家保存改修設計業務委託

2. 計画施設概要

(1) 施設名称 芭蕉翁生家

(2) 敷 地 場 所 三重県伊賀市上野赤坂町

(3) 施設用途 展示場

(4) 履行期間 契約の日から令和2年3月17日まで

#### 3. 適用

本特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)に記載された特記事項については「 $oldsymbol{ol}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}$ 

「凶、⊙」と「※」印が付いた場合は共に適用する。

## 4. 設計与条件

(1) 敷地条件

a. 敷地面積 402.6 ㎡

b. 用途地域 第2種住居地域地域 c. 防火地域 法第22条区域内

d. その他

## (2) 施設の条件

a. 延べ面積 257.66 ㎡b. 主要構造 木造c. 階 数 地上2階

d. 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」(平成25年3月29日付け国営計第126号、国営 整第198号、国営設第135号)による、耐震安全性の分類は以下の通りとする。

- ① 構造体
- ② 建築非構造部材

#### ③ 建 築 設 備

## (3) 建設の条件

a. 工事費(予定) 99,350千円(共通費、消費税及び地方消費税を含む)

b. 施工時期(予定) 令和2年度

c. 工事区分(予定) 令和2年度 芭蕉翁生家保存改修工事

#### (4) 施設·事業概要

平成30年度に実施した耐震診断調査結果に基づく耐震補強計画及び実施設計を行うものである。

※計画資料を参考とする。

## (5) 敷地調査

設計着手前には、必ず現地調査を行うこと。調査の結果、問題が生じる恐れがあると判断される場合は監督職員の指示を受けること。

#### Ⅱ. 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」(平成21年4月1日国営整第173号)による。

## 1. 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。

- ☑建築士法(昭和25年法律第202号以下同じ。)第2条第2項に規定する一級建築士
- □建築士法第20条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める 資格を有する者
- □建設部門、電気・電子部門、機械部門(選択科目:流体機械又は暖冷房及び冷凍機械)、水道部門及び衛生工学会で登録した技術士
- □建築設備資格者として登録された建築設備士
- □建設業法による一級電気工事施工管理技士、一級管工事施工管理技士又は社団法人空気調和衛生工学会の定める空気調和・衛生工学会設備士で、かつ、資格取得後6年以上の実務経験のある者
- □電気事業法による第一種又は第二種電気主任技術者で、かつ12年以上の実務経験がある者
- □管理技術者については、一級建築士の資格を有し、かつ実務経験年数が10年以上を有している 者であること
- □主任技術者については、一級建築士の資格を有し、かつ実務経験年数が 5年以上を有している 者であること
- □該当設計業務(総括・意匠・構造・電気・機械・積算)に配置可能な技術部門を有すること

## 2. プロポーザル方式により設計業務を受託した場合の業務履行

受託者は、プロポーザル方式により設計業務を受託した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

#### 3.業務計画書

業務計画書には次の内容を記載する。

- 1) 管理技術者の氏名、生年月日、所属、役職、保有資格、実務経験
- 2) 各主任担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属、役職、保有資格、実務経験
- 3) 担当技術者の分担業務分野、氏名、生年月日、所属、保有資格、実務経験
- 4) 業務概要〔実施方針(説明内容)、成果品の内容、部数〕、業務実施工程表(意図説明計画、打合せ計画)、業務実施体制〔組織計画(再委託業者を含めた体系図)、連絡体制、業務担当表〕
- 5) 協力事務所の名称、代表者名、所在地分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容、主 任担当技術者の氏名、生年月日、所属、役職、保有資格、実務経験
- 6) その他監督員が指示した事項

## 4. 業務委託料の支払い

完了検査合格後、但し建築工事及び業務に修補のある場合は修補完了後、業務委託料を支払うものとする。ただし、前払金及び部分払の要件に該当する案件で請求のあった場合、前払金及び部分払を支払うものとする。

#### Ⅲ. 設計業務委託範囲

業務の範囲は以下のとおりとする。各項に定めた業務の詳細な方法については、監督員の指示によるものとする。また、業務内容に疑義が生じた場合には速やかに監督員と協議するものとする。

一般業務の範囲 a. 基本設計に関する標準業務 □建築(総合) □建築(構造) □昇降機 □電気設備 □機械設備 ⑤実施設計に関する標準業務(設計意図の伝達業務を除く) ▽建築 (総合) ⊠建築(構造) □昇降機 ⊠電気設備 ⊠機械設備 ⑥.追加業務の内容及び範囲 △積算業務(積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成、 建築積算、電気設備積算、機械設備積算) □透視図作成 [種類( ) 判の大きさ( ) 枚数( 部) 額の有無( ) 材質( 製)] □透視図の写真撮影 〔カット枚数 ( 枚以上) 判の大きさ ( 判) 白黒・カラーの別 ( 電子データ ( ) ] □模型製作 〔縮尺( ) 主要材料( )ケースの有無( )〕 □模型の写真撮影 〔カット枚数 ( 枚以上) 判の大きさ ( 判) 白黒・カラーの別 ( ) 電子データ()] △建築基準法及び消防法等建築に関する法令(条例を含む)による申請書等の作成及び手続業務 区関係法令等に基づく各種申請手続き業務(標識看板の作成、設置報告書等の提出) □防災計画評定又は防災性能評定に関する申請手続き業務 □省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務 □リサイクル計画書の作成 ⊠概略工事工程表の作成 □営繕事業広報ポスターの作成 □建築物の利用に関する説明書の作成 □住民説明等に必要な資料の作成

- □日影図の作成
  □総合的な環境保全性に関する検討・評価資料の作成
  図埋蔵文化財、文化財現状変更等に関する届出書の作成及び申請手続き業務
  図伊賀市ふるさと風景づくり条例に基づく通知書の作成及び手続き業務
  図三重県バリアフリーのまちづくり推進条例に関する調整及び手続業務
  □建設工事に係る資材の再資源化に関する法令、三重県建設副産物処理基準に基づく届出書の作成及び申請手続業務、リサイクル計画書の作成業務
  □その他、自治体所轄部署の届出書の作成及び申請手続業務
  (大気汚染防止法、騒音・振動規制法、水質汚濁防止法等)
  □災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能、機能、設備等を有する官庁施設の設計等における特別な検討及び資料の作成(建築非構造部材の耐震安全性に関する特別な検討、特殊な設備機器を有する室の設計に係る特別な検討等)
  □建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)による評価に係る業務
  □官庁施設の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量
- ⊠芭蕉翁生家保存改修検討委員会用の資料作成及び出席
- △文化財保存修理調査の基礎調査(建物実測、痕跡調査、構造調査)
- ☑伊賀市の適正な土地利用条例に基づく通知書及び手続き業務
- 図建築基準法第3条に基づく建築審議会への申請書の作成及び関係機関への協議・申請手続き業務
- ⊠耐震診断判定機関へ諮る業務

**監理業務委託共通仕様書** 

△敷地測量を行い配置図を作成する業務(平板測量程度)

#### Ⅳ. 期限

- 1) 建築基準法第3条審議会申請期限(<u>令和元年11月末日まで</u>)本審査(<u>令和2年2月を予定</u>)
- 2) 耐震補強判定(令和元年10月を予定)
- 3) 工事費の概算(令和元年12月を予定)

## V. 備考

芭蕉翁生家は建物が北側に傾いているため、引き起こしによる柱・壁・屋根等を修理し、害虫や腐食により損傷した柱等主要構造部についても、改修検討委員会に諮りながら補修し現状復旧する計画です。

## 基本設計の類似事項

## 建築総合基本設計 ※適用しない

建栄秘古基本設計 ※週用しない	T
□情報収集·準備	□条件設定
(1)発注者により設定された条件の把握	(1)設計条件の設定
(2)現地調査(敷地高低、敷地縦横断)	(ア)要求性能の確定
(3)類似事例調査	(イ)法令その他の制約条件の整理
(4)関係法令調査	(ウ)工事予算の設定
(5)関係官公署との打合せ	(2)設計方針の設定
(6)スタッフの選任	(ア)設計理念の確立
(7)スケジュールの調整	(イ)仕様、程度の設定
(8)各種打合せ	
 □比較検討	□総合化
(1)性能面からの機能の検討	(1)機能配置計画の策定
(2)設計理念上又は意匠上の検討	(2) 空間構成計画の策定
(3)計画実現のための工事費の検討	(3) 工事費配分計画の策定
(4)計画実現のための施工性の検討	(4)動線計画の策定
(5) 仕様、使用材料、構造方式、設備方式	(5)防災計画の策定
等の総合的検討	(6)施設配置計画の策定
(中国の) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学	
	(7) 平面計画の策定
	(8) 断面計画の策定(敷地縦横断を含
	t)
	(9) 立面計画の策定
	(10)透視図、日影図の製作
	(11)模型の製作
	(12)関係官公署との打合せ
	(13)概算工事費の算出
	(14)各種計画の総合調整

## 建築構造基本設計 ※適用しない

□情報収集・準備	□条件設定
(1)発注者により設定された条件の把握	(1)設計条件の設定
(2)現地調査等	(ア)目的性能(建築条件)の把握
(ア) 土質関係調査資料の収集	(イ)立地上その他の制約条件の整理
(イ)近隣環境調査	(ウ)安全性能の設定
(3)類似事例調査	(a)積載荷重
(4) 関係法令調査	(b)風荷重及び地震荷重
(5)関係官公署との打合せ	(2)設計方針の設定
(6)スタッフの選任	(ア)構造計画理念の設定
(7)スケジュールの調整	(イ)仕様、程度の設定
(8)各種打合せ	
□比較検討	□総合化
(1)構造種別等の検討	(1)構造計画の策定
(2)構造方式の検討	(ア)試設計の解析
(ア)骨組方式の検討	(イ)部材断面の仮定の検討
(イ)基礎形式の検討	(ウ)構造システムの決定
(3)計画実現のための工事費の検討	(エ)使用材料及び仕様の概略の決定
(4)計画実現のための施工性の検討	(2)工事費配分計画の策定
	(3)設定条件への適合性の確認
	(4)各種計画の総合調整

## 電気設備基本設計 ※適用しない

□情報収集・準備	□条件設定
(1)発注者により設定された条件の把握	(1)設計条件の設定
(2)現地調査等	(ア)要求性能の確定
(ア)現地状況調査	(イ)法令その他の制約条件の整理
(イ)電力、電話等の関連施設調査	(ウ)工事予算の把握
(3)類似事例調査	(2)設計方針の設定
(4)関係法令調査	(ア)設計理念の確立
(5)関係官公署との打合せ	(イ)必要設備の設定
(6)スタッフの選任	(ウ)仕様、程度の設定
(7)スケジュールの調整	(エ)使用機器の設置場所の設定
(8)各種打合せ	
□比較検討	□総合化
(1)設備種別の基本方針の検討	(1) 内外環境計画の策定
(2) 使用機器及び材料の検討	(2)各種電気設備計画の策定
(3)計画実現のための工事費の検討	(3)工事費配分計画の策定
(4)計画実現のための施工性の検討	
(5)維持管理上の問題点の検討	

## 給排水衛生設備基本設計 ※適用しない

1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
□情報収集・準備	□条件設定
(1)発注者により設定された条件の把握	(1)設計条件の設定
(2)現地調査等	(ア)要求性能の確定
(ア)現地状況調査	(イ)法令その他の制約条件の整理
(イ)給水、排水、ガス等の関連施設調査	(ウ)工事予算の設定
(3)類似事例調査	(2)設計方針の設定
(4)関係法令調査	(ア)設計理念の確立
(5)関係官公署との打合せ	(イ)必要設備の設定
(6)スタッフの選任	(ウ)仕様、程度の設定
(7)スケジュールの調整	(エ)使用機器の設置場所の設定
(8)各種打合せ	
□比較検討	□総合化
(1)設備種別の基本方針の検討	(1)給排水衛生設備計画の策定
(2) 使用機器及び材料の検討	(2)特殊設備計画の策定
(3)計画実現のための工事費の検討	(3)工事費配分計画の策定
(4)計画実現のための施工性の検討	
(5)維持管理上の問題点の検討	

## 空気調和・換気設備基本設計 ※適用しない

呈乳調剤・授乳取哺基本取引 ※週間しない	
□情報収集·準備	□条件設定
(1)発注者により設定された条件の把握	(1)設計条件の設定
(2)現地調査等	(ア)要求性能の確定
(ア)現地状況調査	(イ)法令その他の制約条件の整理
(イ)給水、排水、ガス等の関連施設調査	(ウ)工事予算の把握
(3)類似事例調査	(2)設計方針の設定
(4)関係法令調査	(ア)設計理念の確立
(5)関係官公署との打合せ	(イ)必要設備の設定
(6)スタッフの選任	(ウ)仕様、程度の設定
(7)スケジュールの調整	(エ)使用機器の設置場所の設定
(8)各種打合せ	
□比較検討	□総合化
(1)設備方式の検討	(1)内外環境計画の策定
(2)使用機器及び材料の検討	(2)空調設備計画の策定
(3)計画実現のための工事費の検討	(3)換気設備計画の策定
(4)計画実現のための施工性の検討	(4)特殊設備計画の策定
(5)維持管理上の問題点の検討	(5)工事費配分計画の策定
L	l

## Ⅳ. 業務の実施

#### (1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計与条件及び適用基準に基づき行う。
- ⑤. 実施設計業務は、提示された設計与条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- ©. 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。
- d. 監督員の指示により、「設計説明書」に必要事項を記入のうえ、関連する資料とともに監督 員に提出する。

#### (2) 適用基準等

特記なき場合は、国土交通大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。年版については最新版を用いるものとする。

## a. 共 通

- ・官庁施設の基本的性能基準
- ・官庁施設の総合耐震計画基準
- ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- ・官庁施設の環境保全性に関する基準
- ・官庁施設の環境保全性に関する診断・改修計画基準
- ・省エネルギー建築設計指針
- ○官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ○官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン(案)
- ○建築設計業務等電子納品要領(案)
- ●建築CAD図面作成要領(案)
- ⊙公共建築設計業務委託共通仕様書
- ○公共建築工事積算基準
- · 公共建築工事標準書式
- ●敷地調査共通仕様書
- ○特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再源化等に関する指針 (建設リサイクル法の三重県指針)
- ○三重県副産物処理基準
- ○三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例
- ○三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則
- ○三重県ユニバーサルデザインのまちづくり施設整備マニュアル
- ○公共建築工事共通費積算基準
- ○公共建築工事標準単価積算基準
- ⊙建築物解体工事共通仕様書
- ○建築工事における建設副産物管理マニュアル
- ⊙伊賀市の適正な土地利用に関する条例

## b. 建 築

- ○公共建築工事標準仕様書(建築工事編)
- ○公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)
- · 木造建築工事標準仕様書
- ○建築工事設計図書作成基準
- ●建築設計基準
- ⊙建築改修設計基準
- 建築構造設計基準

- 建築鉄骨設計基準
- ●建築工事標準詳細図
- ·構内舗装 · 排水設計基準
- 擁壁設計標準図
- ・鉄筋コンクリート構造配筋要領
- ・表示・標識基準

## c. 建築積算

- ○公共建築工事積算基準
- ○公共建築工事標準歩掛り
- ○公共建築数量積算基準
- ○公共建築工事共通費積算基準
- ·公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編)
- ·公共建築工事内訳書見積標準書式(建築工事編)
- ・営繕工事積算チェックリスト(建築工事編)

## d. 設 備(電気、機械等)

- 建築設備計画基準
- ⊙建築設備設計基準
- ●建築設備工事設計図書作成基準
- ○公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)
- ○公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)
- ○公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)
- · 電気通信設備工事共通仕様書
- ○公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)
- ○公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)
- ○公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)
- ・排水再利用・雨水再利用システム計画基準
- 建築設備の維持保全と劣化診断
- ○建築設備・昇降機耐震設計・施工指針
- ○建築設備耐震設計・施工指針
- 食品ごみ処理設備設計計画指針

#### e. 設備積算

- ○公共建築工事積算基準
- 公共建築工事標準歩掛り
- ○公共建築設備数量積算基準
- ·公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編)
- ·公共建築工事見積標準書式(設備工事編)

#### f.公立学校施設整備

- •公立学校施設関係法令集(公立学校施設法令研究会)
- ・公立学校施設整備事務ハンドブック(公立学校施設法令研究会)
- 学校給食衛生管理の基準(文部科学省)
- 学校環境衛生管理基準マニュアル(文部科学省)
- ・学校施設の耐震補強マニュアル(RC造校舎編、文科省)
- ・学校施設の耐震補強マニュアル(S造屋内運動場編、文科省)

## (3)貸与品等

a.既存設計図書等	b.既存資料
	耐震診断報告書

- 貸与品の借用及び返却の場所は伊賀市建設部建築課とする。
- ・貸与の期間は受託期間とし、完了検査時に返却する。 (PDFデータの返却は不要とする。)
- ※借用時及び返却時には、貸与品借用書及び貸与品返納書を提出すること。

#### (4)打合せ及び記録

打合せは必要に応じて次の時期に行い、打合せ議事録を作成し、速やかに監督職員に提出する こと。

- ①契約直後(建築士法第24条の7の規定に基づく重要事項の説明・工事概要・現場・設計要領の確認)
- ②平面計画着手時
- ③構造計算着手前
- ④平面計画時 (PS・幹線・屋外機器の配置等の計画)
- ⑤器具等のプロット図完了時(各器具の有無及び配置の確認)
- ⑥計算書及び機器選定書完了時(容量・サイズ・機器の適性確認)
- (7)建築・設備平面図・系統図・機器仕様書の下図完了時
- ⑧積算着手前(積算図面・積算基準の確認)
- ⑨積算完了時(積算図書の確認と総合調整)
- ⑩その他監督職員又は管理技術者が打合せを必要と認めた時

#### (5)成果物の取扱について

提出されたCAD及びPDFデータについては、当該施設に係る建設工事の受注者に貸与し、施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

#### (6)写真の著作権の権利等について

- ①写真は、市が行う事務並びに市が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- ②次に揚げる行為をしてはならない。 (ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合はこの 限りではない。)
- 1) 写真を公表すること。写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
- 2) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

#### (7)見積について

専門業者等の見積書は、原則3者以上とし、見積比較表を作成すること。(見積は参考見積とし、極力歩掛等により代価を作成すること)

## (8)建築確認申請について

受託者は業務実施工程表の作成にあたり建築確認申請の手続きが必要な場合は、この所要日数 を確保したものとし、また、監督員が行う成果物等の確認日数を考慮すること。

## (9)その他業務の履行に係る条件等

業務の履行にあたり、下記の書類を提出すること。

- ・業務計画書
- ·中間報告書
- · 管理技術者選任(改任)通知書、経歴書(様式1-1, 1-2)
- ·部分再委託届(様式1-3)
- · 業務履行状況報告

#### (10)業務に当たっての留意事項

- ①委託業務完了後、不明箇所等が生じた場合は、必要に応じて補足説明等の措置をとること。 当市が求めた場合には、当市へ出向き、説明・資料提出などの措置をとること。
- ②受注者は、当該設計業務に係る工事の発注において、質疑応答・検討・助言・承諾・説明等を行うこと。

#### (11)設計図の作成要領

建築工事設計図書作成基準(平成28年6月30日国営整第62号)及び建築設備工事設計図書作成基準(平成30年3月19日国営設第157号)に準じる。

#### V. 成果提出物の部数等

成果図書の内容については表1のとおりとする。

成果図書の提出部等については、下記を原則基本とし、詳細は表1による。また定めが無いものについては監督員の指示による。(原則として電子データともに提出すること)

・CADデータおよび設計図面、設計書等については工事種目、工事科目等によりわかりやすく整理(インデックス等含む)し、jww形式とPDF形式、設計内訳書等はExcel形式とPDF形式によるデータ(CD-ROM)と紙へ、スでの提出を基本とする。なお、jww形式のCAD作成ソフトからデータをPDF形式へと変換させる際、文字化けに注意し、A1サイズであればA3サイズ(解像度300dpi以上、1ファイル20MB以内)でPDF形式すること。

また、受託者は電子成果を提出する際、ウイルス対策を実施すること。

- ・受託者は、仕様書に規定がある場合又は担当職員が指示し、受託者が使用同意書を提出した場合は、履行期間途中においても、成果品の部分引渡しをおこなわなければならない。
- ・提出資料は項目毎に価格根拠・根拠番号(見積比較表参照番号・積算数量算出書参照番号)等 を表示とし、分界紙・付箋・一覧表等でわかりやすく表示する。
- ・見積は3社以上を比較(Excel形式電子データで比較表作成)し、項目毎に根拠番号(見積書参 照番号等)を表示し、見積有効期限等の詳細は監督員の指示による。
- ・CD-ROMラベルに年度、契約番号、業務委託名、発注者名、受注者名及びウィルスチェックを行った旨を明記(手書き以外で印字)し、箱型又は袋型(フラットファイルなどのファイルへ緊結できる構造のもの)のケースへ収納する。
- ・成果品には、背表紙、表紙へ必ず業務委託名を明記(手書き以外で印字)する。

表1. 成果物基本設計 ※適用しない

<b>表   成 果 物</b> 基本	設計 ※適用	しない			
成 果 物 等	原 図	複写版	製本形態		摘要
a.建築(意匠)					
b.建築(構造)					
c.設備(電気設備)					
d.設備(給排水衛生設					
備)					
e.設備(空調換気設備)					
f.設備(昇降機等)					
g.その他					
h.資 料					
23 11					
成 果 物 等					
□a.建築(総合)			□d.設備(総		
· 建築 (総合) 基本設	· 建築(構造				· 昇降機設備計画説明
計図書	計図書	_, ,	· 機械設備	基本設計図	書
・計画説明書	・構造計画記	说明書	書		'
· 建築(意匠)設計図	・構造計画機		『   ·給排水衛生設備計画		・工事費概算書
・仕様概要表	(基本構造		説明書		・各種技術資料
· 仕上表	t)		· 給排水衛生設備設計		・各記録書
・面積表及び求積図	· 仕様概要書		概要書		
・敷地案内図	・工事費概算書		・工事費概算書		
・配置図	・各種技術資料				
· 平面図(各階)					
・断面図					
・敷地縦断図・横断図	□c.設備(電	気設備)	□ e.設備(:	空調換気設	□ g.その他
·敷地高低図	・電気設備基	基本設計図	<b>備</b> )		⊠透視図、日影図
· 立面図(各面)	書		・機械設備	基本設計図	□模型
・矩計図(主要部詳細)	・電気設備詞	十画説明書	書		□コスト縮減検討中間
・工事費概算書	・電気設備語	2計概要書	·空気調和·	換気設備	報告書
・仮設計画概要書	・工事費概算書		計画説明	書	□リサイクル計画書
	·各種技術資料		·空気調和·	換気設備	□省エネルギー関係計
			設計概要	書	算書
			・工事費概算	算書	⊠設計説明書
			·各種技術資	資料	
					□ h.資 料
					·各種技術資料
					(能力・仕様等)
					・各打合せ記録書

表1. 成果物 実施設計

<b>                                      </b>					
成果物等	設計原図	設計図	製本形態		摘要
a.建築(意匠)					
b.建築(構造)		原図サイズ			
c.設備(電気設備)	1部	1部	原図サイズ		
d.設備(給排水衛生設備)	(押印)	A3サイズ	2部		
e.設備(空調換気設備)	(11-1-)	1部	A3サイズ		
f.設備(昇降機等)		1 412	2部		
g.積算	1部	_	~ Hb		
h.資料	1部	_			
i.その他	_	_	_		
			b 等		
a. 建築(総合)	□什トユニ	<u>ペーペーペーペー</u> ット計画図	c. 設備(電気設	備)	
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□		O. 改備 (電気板   ⊠電気設備図	VITO /	□テレビ共同受信設備
□建築物概要書	□が八回	画図	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□		
□ 対記仕様書	□関係官公		□敷地案内図		□テレビ電波障害防除
⊠仕上表		認申請書)			設備図
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□		□受変電設備図		□監視カメラ設備図
☑敷地案内図			□非常電源設備□	図	□駐車場管制設備図
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	b. 建築 (樟	<b>浩</b>	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	_	□防犯・入退室管理設
⊠平面図(各階)	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□		□	ント設	備図
⊠断面図	○伏図		備平面図(各層		⊠火災報知設備系統
□敷地縦断図・横断図	⊠軸組図		⊠動力設備系統図		<b>X</b>
□敷地高低図	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□		⊠動力設備平面図(各		
⊠立面図(各面)	⊠部材断面図		階)		(各階)
□矩計図			□電熱設備図		□中央監視制御設備図
☑展開図	⊠各部詳細	図	□避雷設備図		□構内配電線路図
⊠天井伏図(各階)	⊠仕様書		□静止形電源設備	備図	□構内通信線路図
⊠平面詳細図	⊠構造基本	図	□発電設備図		□エレベーター設備図
⊠断面詳細図	⊠構造計算	書	図電灯:コンセント設備		□エスカレーター設備
⊠部分詳細図	⊠関係官公	署への提出	図		図
⊠建具表	書類		□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	図	⊠屋外設備図
□各種計算書	⊠工事費内	訳書	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	図(各	□太陽光発電計画図
⊠外構図			階)		□電気設備設計計算書
□総合計画説明書			□構内情報通信網	網設備	⊠関係官公署への提出
□日影図			図		書類
⊠仮設計画図			□構内交換設備□	図	⊠工事費内訳書
□色彩計画書			□情報表示設備□	図	
			□映像·音響設(	備図	
			□拡声設備図		
			☑誘導支援設備□	図	
			⊠呼出し設備図		

d.設備(空調換気設備)	e.設備(給排水衛生設	f.設備(昇降機等)	g.積算
⊠空気調和設備設計図	備)	□特記仕様書	⊠建築積算
⊠特記仕様書	⊠給排水衛生設備図	□敷地案内図	⊠電気積算
□敷地案内図	⊠特記仕様書	□配置図	☑機械積算
□配置図	□敷地案内図	□昇降機等平面図	⊠工事積算数量算出書
⊠機器表	□配置図	□昇降機等断面図	⊠工事積算数量調書
□空気調和設備設計計算	⊠機器表	□部分詳細図	⊠工事積算見積調書
書	□給排水衛生設備設計	□昇降機設備設計計算	⊠工事積算単価根拠
⊠空気調和設備系統図	計算書	書	⊠工事積算数量算出図
⊠空気調和設備平面図	⊠給排水衛生設備配管	□工事費内訳書	面
(各階)	系統図	□関係官公署への提出	□営繕工事積算チェッ
⊠換気設備系統図	⊠給排水衛生設備配管	書類	クリスト
⊠換気設備平面図(各	平面図(各階)	(確認申請書)	
階)	⊠給湯設備配管系統図		※見積比較検討資料、
□特殊設備設計図	⊠給湯設備配管平面図		代価、複合単価、見
□部分詳細図	(各階)		積比較表
□排煙設備図	□消火設備系統図		
□自動制御設備図	□消火設備平面図(各		
⊠屋外設備図	階)		
⊠工事費内訳書	□厨房設備図		
⊠関係官公署への提出書	□排水処理設備図		
類	□その他設置設備設計		
	図		
	□ガス設備系統図		
	□ガス設備平面図(各		
	階)		
	□汚水処理設備図		
	□ごみ処理設備図		
	□さく井設備図		
	□特殊設備設計図		
	⊠部分詳細図		
	□屋外設備図		
	⊠工事費内訳書		
	⊠関係官公署への提出		
	書類		
h.その他(追加業務)		i.資 料	

## 耐震診断業務委託仕様書

## I. 総則

1. 業務委託名 芭蕉翁生家保存改修設計業務委託

2. 履 行 場 所 三重県伊賀市上野赤坂町 304 番地

3. 調査対象施設 別表に掲げる耐震診断業務対象施設(以下、「対象施設」という。)

4. 履 行 期 間 契約の日~令和2年3月17日まで

#### Ⅱ.業務仕様

本仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書(平成29年版)」 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)を準用する。

## 1. 業務委託

#### (1) 委託業務の概要

- (1)別表の建物の耐震調査・診断を行い、その結果等に基づく適切な措置等の提言を行う。
- ②耐震診断及び耐震補強計画について、耐震判定会の判定を受け判定書の交付を受けること。
- ③補強計画に基づき、耐震補強費用及び耐震補強に伴う室内外改修費用の算定を行う。

#### (2) 管理技術者の資格

本業務の技術上の指揮・監督を司る管理技術者(診断者を含む)を選任すること。 管理技術者は1級建築士免許を有し、耐震診断・補強に関する講習会受講修了者で、耐震診 断・補強計画に関して深い知識と経験があり耐震診断業務の実績を有する者とする。

#### (3) 協力事務所等

受注者は、業務の一部を協力事務所等に委託しようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。この場合契約書等の規定により再委託してはならない部分は委託できない。

#### 2. 耐震診断業務

#### (1) 耐震診断方法の適用

耐震診断は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号)第3条の規定に基づく「特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針」(平成7年建設省告示第2089号)(以下「告示」という。)によることとし、耐震診断方法の適用は下記の基準(以下「診断基準」という。)による。

#### 1) 鉄筋コンクリート造の建物

「2017 年改訂版 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針同解説」 ((財) 日本建築防災協会発行) に定める「第2次診断法」以上の診断による。

#### 2) 鉄骨造の建物

「2011 年改訂版 耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指 針・同解説」((財日本建築防災協会発行) による。

## 3) 木造の建物

下記の文献を参考に行う。

- ・木造住宅の耐震診断と補強方法(2012年改訂版)(日本建築防災協会発行)
- 伝統工法を生かす木造耐震設計マニュアル「限界耐力計算による方法」(木造軸組工法建 物の耐震設計マニュアル編集委員会発行)
- ・伝統的な軸組構法を主体とした木造住宅・建築物の耐震性能評価・耐震補強マニュアル (第2版)((一社)日本建築構造技術者協会関西支部発行)
- ・限界耐力計算による伝統的木造建築物構造計算指針・同解説(日本建築学会発行)
- 参考 「建設大臣官房官庁営繕部監修 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」及び「同 官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説」

#### (2) 耐震診断調査の詳細

#### 1) 予備調査

実施調査に先立ち、以下の作業を行う。

- ①貸与資料 (別添参照) を点検するとともに、対象施設の現状を把握する。
- ②貸与資料をもとに各階平面図、軸組図、基礎伏図、各階柱床梁伏図を作成(作図)する。
- ③対象施設の行事予定等を把握し、次の調査計画書を作成し監督員に提出のうえ承諾を得 る。
- ・業務工程表
- ・現地調査日程表
- ・調査施設の確認リスト
- 経年劣化状況等の問診表現地調査要領
- ・コンクリートコア採取位置計画図
- ・ゾーニング計画図と診断方針 ・使用するコンピュータソフト名称 ・その他監督員が指示する書類

## 2) 実施調査

調査計画書、診断基準に基づき現地調査を行い調査報告書を作成する。

①設計図面と建物現状との照合及び構造体に生じている亀裂・変形・老朽化等の構造的欠 陥(経年指標)の調査。

なお、外壁落下の危険や露筋など緊急修繕の必要箇所が発見された場合は、速やかに監

督員に報告する。

②不同沈下や建物傾斜が認められる場合は、実測調査を行う。

#### 3) 耐震性能判定等

①限界耐力計により耐震性能の判定を行う。

#### 要補強の判定基準

Qsi / Qsni  $\leq \times 1.0$ 

※文化財のため芭蕉翁生家保存改修検討委員会に諮る。

- ②判定により補強が必要と認められた場合は、告示等診断基準に基づいて補強計画案の作成を行い、補強に係る経費の算定を行う。また、補強効果の確認も行う。
  - ・補強工法や補強位置等の計画については、監督員と十分協議を行い、事前に補強の概要を示す概略図等を作成し、監督員の承諾を得たうえで補強計画案を作成すること。
  - ・耐震補強計画案の作成については、平面図、断面図に補強位置と工法を記入すると共 に、補強リスト、耐震補強工事に関する詳細図及び仕様書を作成する。
  - ・補強に関する経費については、補強工事部分の概算工事費を算出する。

#### 補強目標値

Qsi / Qsni  $\leq$   $\times 1$ . 0

※文化財のため芭蕉翁生家保存改修検討委員会に諮る。

③判定は、桁行・梁間方向それぞれについて、原則として階ごとに正・負方向からの加力 時について算定し、それぞれ低い指標方向の結果を1枚の診断結果表にまとめるものと する。

#### 4) 判定委員会の認定

耐震診断について、耐震診断判定会「(一社) 三重県建築士事務所協会」等の判定審査を受け判定済み証の交付を受けるものとする。

申請手数料、申請に必要な資料の作成を含め本業務に含むものとする。

## 5) その他の業務

上記調査に関連するもので、必要と思われるものについては、監督員の指示により行うものとする。

#### 3. 耐震診断報告書の作成

#### (1)報告書の提出

受託者は業務が完了した後、速やかに調査資料を整理し、報告書として提出する。なお、報告書は事前に検収を受けた後に製本化し、下記の部数を提出する。

## (2) 報告書の様式等

- ・報告書は対象施設単位で作成し、取り外し可能な形式とする。
- ・報告書はA4サイズとし、1 部を製本化(黒表紙・金文字)し、1 部をファイル(既製品) とじとする。

#### 4. 書類の提出

業務の進捗に応じ次の書類を提出すること。

#### (1) 着手時

業務計画書
 業務計画書には、次の内容を添付する。
 ①業務工程表
 ②管理技術者選任通知書
 ③管理術者経歴書
 ④管理技術者実績
 (管理技術者経歴書に併載することができる)

⑥調査計画書 1部

※協力事務所については、別途、「部分下請負届」を提出し、発注者の承諾を得ること。

#### (2) 業務終了時

①業務委託完了届1部②耐震診断報告書(製本化)1部③耐震診断報告書(ファイル(既製品))1部④打合せ記録その他引渡書類1部

## 5. その他特記事項

- (1) その他詳細は、監督員の指示によること。
- (2) 耐震補強判定は10月を予定

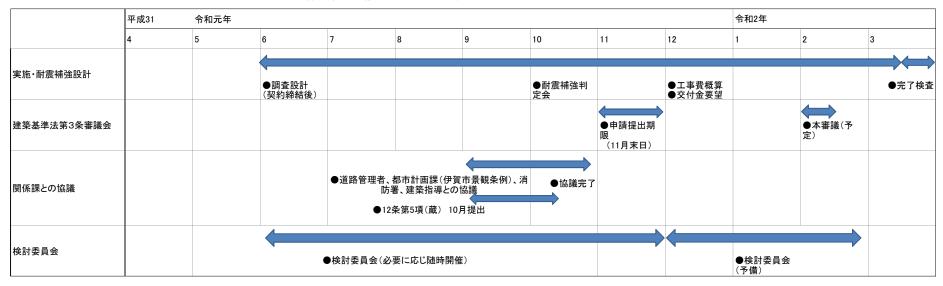
# 耐震診断業務対象施設

施設名称	竣工年度	構造・規模	延床面積(m²)	耐震安全性
				の類別
主屋	安政元年(1	木造	138.62	
	854年)	2階建て		
主屋(増築部	不明(安政元	木造	57.00	
分)	年以降)	平屋建て		
釣月軒	元禄7年(1	木造	16.00	
	6 4 4年)	平屋建て		
蔵	昭和59年	木造	46.04	
	(1984	2階建て		
	年)	(土蔵造)		
	合 計		257.66	

# 図面チェックリスト

意匠図	構造図	構造計算書

#### 芭蕉翁生家保存改修整備スケジュール(予定)



※工事は令和2年度